

## 議案第9号

### 鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から32の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。

2～4 略

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
24 鳥取県消費	消費生活相談の複雑化・	一般会計歳入歳出	一般会計歳入歳出	当該基金の設置目的

改 正 前

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から24の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。

2～4 略

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
24 鳥取県消費	消費生活相談の複雑化・	一般会計歳入歳出	一般会計歳入歳出	当該基金の設置目的

者行政 活性化 基金	高度化に対応 して、消費生 活相談窓口の 機能強化等を 図ること。	予算に定 める額	予算に計 上して当 該基金に 積立て	を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。	者行政 活性化 基金	高度化に対応 して、消費生 活相談窓口の 機能強化等を 図ること。	予算に定 める額	予算に計 上して当 該基金に 積立て	を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
25 鳥取 県社会 福祉施 設等耐 震化等 臨時特 例基金	火災発生や 地震発生時に 自力で避難す ることが困難 な方が多く入 所する社会福 祉施設等の安 全・安心を確 保するため、 社会福祉施設 等の耐震化等 のための整備 を促進すること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。					
26 鳥取 県介護 職員処 遇改善 等臨時	賃金の改善 や技能向上の ための仕組み を構築して、 介護職員の処	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財					

特例基金	遇改善を行う介護事業者を支援することにより、介護職員の処遇の改善を図り、もって介護サービスに従事する人材の確保及び育成を推進すること。		積立て	源に充てる とき。						
27 鳥取 県介護 基盤緊 急整備 等臨時 特例基 金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。						
28 鳥取 県医療 施設耐 震化臨	災害時の医療を確保するため、災害拠点病院、救命	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要						

時特例 基金	救急センター 等の耐震化の ための整備を 促進すること。		該基金に 積立て	な経費の財 源に充てる とき。					
29 鳥取 県自殺 対策緊 急強化 基金	自殺を防ぐ ための相談体 制の整備、人 材の養成等 により、県内 の自殺に対 する施策及 び体制の充 実強化を図 り、もって 自殺の防止 及び自殺者 の親族等に 対する支援 の充実に資 すること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。					
30 とっ とり発 グリー ンニュー ーディ	地球温暖化 対策及び環 境保全型の 地域づくり を推進し、 その取組	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財					

ール基金	により雇用創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を図ること。		積立て	源に充てる とき。							
31 鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金	間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる とき。							
32 鳥取	経済的理由	一般会計	一般会計	当該基金							

県授業料減免・奨学金基金	により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。	歳入歳出予算に定める額	歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	---------------------	------------------------------

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。